

一般社団法人住むーぶ全国協議会 組織運営規定

- 第1条(総則) (1)この規定は、組織理念に基づいて、本会を自主的・民主的に運営するための基準を定めたものです。
(2)この規定に定めていない事項は、総会の決定に従います。
- 第2条 (運営の心がけ) (1)会員の思想、信条、企業規模の大小、会員としての経歴、社会的な地位などに関係なく会員は対等平等であり、それぞれの立場から発言できる自由を保障します。
(2)会員の自主性を尊重し、知り合い、学び合い、援け合うことを目指します。
(3)本会の規律を尊重して、すべての会員が運営に参加するよう心がけます。
(4)他団体や行政との交流も積極的に行い、要求や目的で一致できる点では連携します。
- 第3条 (総会の意義と目的) 会員総会は全会員総会とします。1年間の活動の総括を行い、新年度の活動方針、財政方針、新役員を決定する本会の最高の決議機関です。
- 第4条 (会員資格) 本会の入会資格のある者とは、以下の者をいいます。
(1)本社・本店を日本国内に置き、中小運送事業者（軽貨物運送事業者）であること
(2)ここでいう中小運送事業者とは、中小企業法に定められた以下の企業をいう
①資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社であること
②東証1部2部等の上場企業ではない、非上場企業であること
③既存会員で長年にわたり当会で学び企業が発展し、①②に抵触した場合でも、希望があれば会員資格の継続を可能とする
(3)一般社団法人住むーぶ全国協議会に契約金（30万円）を納めた者。ただし再入会の場合、契約金を免除とします。
(4)該当する都道府県に会員が在籍する場合、地域的な商圈を考慮して、既存会員の同意を得た者
(5)上記以外の事業者及び個人は、賛助会員とする
(6)遵法精神に反する恐れのある企業、当会において除籍・除名になった会員を除く
- 第5条 (入会) 入会申込後の流れは、以下に定めるものとします。
(1)入会申込：入会の手続きは、所定の契約を一般社団法人住むーぶ全国協議会と交わし入会申込用紙に必要事項を記入すること。ただし再入会も同様とする（入会金は免除）
(2)入会審査：入会資格要件に該当するか否かについては、入会の意思を確認した後、直近の役員会にて承認手続きを行い、入会が決定する。また入会資格に該当しない場合については、役員会の審議を経たうえで該当者に代表理事が伝えることとする
(3)入会取消：入会を承認した後において、当会の目的と相容れないと役員会が判断した場合は、当該会員にその理由を伝え、入会がなかったものとみなし、取り消すことがある。その場合、(株)くらすむーぶとの商標使用許諾契約も解除することとする
(4)尚、役員会は、理事とブロック長で構成し、年数回開催する
- 第6条 (退会) 退会の流れは、以下に定めるものとします。
(1)退会：会員より退会届が提出された場合は、直近の役員会において承認する。但し、退会申出日をもって退会とする
(2)再入会：再入会に関しては、会費滞納がなく自主退会された会員に限る。除名の場合は、一切認めない
- 第7条 (役割) 本会に次の役員を置きます。
代表理事：1名
副代表理事：若干名
理事：若干名
ブロック長：若干名
会計監査：1名
(1)役員の任期は1年とする
(2)代表理事の任務は、会務の全般を統括し、内外に本会を代表する
(3)副代表理事の任務は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、その職務を代行する
(4)理事の任務は、会全体の立場で運営を考え、正副代表理事を支えることを任務とする

第8条（会計監査） 会計監査の任務は総会の委託を受け、会計を監査し、総会に報告します。

第9条（理事の資格） 理事の資格については、以下に定めるものとします。

- (1)住むーぶ全国協議会の組織理念を理解し、総会方針等に従い、活動を推進しておられる方
- (2)理事経験を継続しておられる方
- (3)以下の行事等への出席努力をされておられる方
 - ①役員会
 - ②所属ブロックのブロック会議
 - ③会員総会

第10条（理事の資質） 理事の資質については、以下に定めるものとします。

- (1)住むーぶ全国協議会の組織理念を理解し、その体現者として努力されている方
- (2)会運営に「自主・民主」の精神で臨み、会内では自由闊達な議論を保障し、相手の意見を尊重し、謙虚に学び合い、絶えず自己変革を遂げていく努力をされている方
- (3)行政や他の団体との連携にも積極的に取り組み、当会の発展のために努力されている方

第11条（理事・ブロック長選任規定） (1)理事・ブロック長の選任基準については、以下に定めるものとします。

- ①本会の趣旨に沿って役員として活動する意志を持ち、日頃積極的に活動している会員を選任する
- ②業種・年齢・性別・地域なども十分に考慮し、会員全体の状況が常に反映できる構成とする
- ③理事・ブロック長の推薦（再任）にあたっては、出席率、貢献度、継続性等を考慮して推薦する

(2)理事・ブロック長の選考方法については、以下に定めるものとします。

- ①本会の理事・ブロック長を選任するために、役員選考委員会を設ける
- ②役員選考委員会の構成は、理事、各ブロック長から構成する。また委員長は役員選考委員会で互選する
- ③役員選考委員会は、候補者名簿を総会に提案する
- ④代表理事、理事、ブロック長は、役員選考委員会の推薦を経るものとする
- ⑤役員継続性については、任期があるものの再任を妨げないこととするが、常に組織の活性化を考慮するものとする

第12条（ブロック）

(1)ブロックの組織と目的については、以下に定めるものとします。

- ①ブロックは複数の都道府県の会員によって構成され、当該会員がブロックに所属して運営する
- ②ブロックは一定の地域の会員を統括し、団体の方針の具体化を図ることを目的とする

(2)ブロックの活動は、ブロック内の特性を活かして、年に数回ブロック会議を開催し、会員の事業の進捗状況など経験交流や各種研修会、社員教育などの勉強会を開催します。

(3)ブロック長、副ブロック長については、以下に定めるものとします。

- ①ブロック長は、ブロック及びブロック内の会員の自主性を尊重して統括するとともに、他ブロックとの連携に努める
- ②副ブロック長は、ブロック長の裁量により任意で指名することができる
- ③副ブロック長は、ブロック長を補佐する。ブロック長に事故があるときは、その職務を代行する

(4)ブロック会計については、以下に定めるものとします。

- ①ブロックの会計は、活動費収入から、ブロック運営費として別に定められた収入をもって運営する
- ②必要に応じて、その都度参加した会員から参加費を徴収する
- ③ブロックの会計決算・予算は、全体総会で報告承認を得るものとする

第13条（出張費規定）

出張費については、以下に定めるものとします。

(1)役員が以下の活動を行う場合、事務局より交通費の一部を支払う

- ①他ブロック開催の役員会に参加
- ②他ブロックのブロック会議や研修会に講師として参加
- ③他ブロックの新会員向け導入研修、営業研修、フォローアップ研修に講師として参加
- ④他ブロックの入会（候補）企業に訪問
- ⑤他ブロックの行政機関や他団体等に訪問

(2)(1)以外に、自ブロック内でも300kmを超える移動の場合、出張費を支払う

(3)(1)の場合（他ブロック）、交通費として原則一律30,000円（税込）、(2)の場合（自ブロック）、交通費として原則一律20,000円（税込）を支給する

(4)支払方法については、原則該当者が指定する口座に振込処理するものとする

第14条（謝金規定）

謝金については、以下に定めるものとします。

(1)役員等がノウハウ指導契約に基づく、新会員各種研修（導入、営業、フォローアップ）の講師を務める場合、事務局より謝金を支払う

(2)(1)の謝金は、原則一律100,000円（税込・交通費込）とする

(3)(1)以外の謝金は、別途定めることとする

(4)支払方法については、原則該当者が指定する口座に振込処理するものとする

(5)支払時期は、契約者から全額入金された後の翌月末とする

第15条（契約事務手数料規定） 契約に伴う事務手数料の支払は、以下に定めるものとします。

(1)印刷物の作成、ホームページへの登録等の手数料は、原則一律50,000円（税込）とする

(2)支払方法については、事務局より㈱くらすむーぶが指定する口座に振込処理するものとする

(3)支払時期は、契約者からの全額入金された後の翌月末とする

第16条（知的財産規定）

ノウハウ指導契約料の知的財産の支払は、以下に定めるものとします。

(1)知的財産については、原則一律50,000円（税込）とする

(2)支払方法については、事務局より㈱くらすむーぶが指定する口座に振込処理するものとする

(3)支払時期は、契約者からの全額入金された後の翌月末とする

第17条（事務局規定）

本会の事務局は、株式会社くらすむーぶ（大阪府大阪市住之江区泉1-3-18）社内に置くものとします。

第18条（規定の改廃）

この規定の改廃は、役員会で行います。

第19条（実施年月日）

この規定は、2019（令和元）年5月26日より実施します。

※2019（令和元）年5月26日より実施します。2020（令和2）年1月18日改定（第13条）

※2022（令和4）年8月2日改定（第4条、第5条、第14条、第15条、第16条）

一般社団法人住むーぶ全国協議会 会費・入会金規定

第1条 会員は定款第7条に定められた経費を会費として負担します。

第2条 会費及び入会金は次の通りとします。

(1)会費 年会費として金60,000円 但し賛助会員は金30,000円

(2)入会金 金10,000円

但し、(2)の入会金は正会員は、免除とします。

第3条 会費は、総会で承認後 1 カ月以内に当年度分を支払うものとします。

第4条 会費は、所定の年額を納めるものとし、月割の取扱いをしません。

第5条 入会金の分納は、認めません。

第6条 総会後の入会者は、入会月の翌月より計算し、翌年3月までを月割で支払うものとします。

第7条 退会届を提出しても、会費に滞納があるときは、遅滞なくこれを完納しなければなりません。

第8条 退会した者が、再入会するときは、会費の滞納があれば、再入会することはできません。

第9条 会費の前納がない場合、退会の意思を推定します。但し、年度内に支払われた場合は、その限りではありません。

第10条 この規定の改廃は、総会で行います。

第11条 この規定は、2019（令和元）年5月26日より実施します。

	正会員	賛助会員
契約金	30万	0円
入会金	免除	1万円
年会費	6万円	3万円